

被扶養者を申請するときの添付書類

【凡例】◎は必ず添付 ○●はそれぞれのケースに応じて添付してください

続柄	同居の時	別居の時
配偶者 (妻又は夫)	<p>◎世帯全員の「住民票」(写し可) (被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>○雇用(失業)保険受給終了後の認定申請の場合 ・「雇用(失業)保険受給者資格証」の「給付修了」のページの写し 又は 雇用(失業)保険受給手続きに伴う、認定申請の場合は、次の誓約書と必要書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用(失業)保険受給までの制限期間内の認定申請の場合 ・「雇用(失業)保険受給者資格証」の「給付制限期間」が表示されているページの写し と「誓約書(A-12)」 ●雇用(失業)保険受給を延長し、受給開始まで認定申請の場合 ・「雇用(失業)保険受給者資格証」の「給付制限期間の延長」が表示されているページの写し と「誓約書(A-13)」 ●雇用(失業)保険受給放棄(受給しない)の認定申請の場合 ・「離職票」又は「雇用(失業)保険受給資格者証」の写しと「誓約書(A-14)」 <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」(市区町村役所等で発行)又は「源泉徴収票」(いずれも写し可)</p> <p>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</p>	
子	<p>○世帯全員の「住民票」(被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可) また、出生児は出生を証明する書類でも可 (いずれも写し可)</p> <p>○18歳以上のお子様で</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学生の場合(高校生は除く)「住民票」(続柄の省略されているものは不可)と「在学証明書」(いずれも写し可) ●無職の場合は「住民票」(続柄の省略されているものは不可)・「所得又は課税(非課税)証明書」(いずれも写し可)と「生活維持実態調べ」 <p>※「学生証」又は「学生手帳」等の写しは不可能です。 ※18歳未満のお子様は、「住民票」のみの添付です。 ※一旦就職され、退職された場合は、続柄を「配偶者」の欄を適用して必要書類を添付してください。</p>	
続柄	同居の時	別居の時
父母・祖父母	<p>◎世帯全員の「住民票」(写し可) (被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>○年金受給者は、直近の「年金振込通知書」の写し、 なお、新規に年金申請受給された場合は「年金証書」の写し。</p> <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」(市区町村役所等で発行)又は「源泉徴収票」(いずれも写し可)</p> <p>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</p> <p>◎「生活維持実態調べ」 (お一人の申請でも父母又は祖父母、両者の「生活維持実態調べ」が必要)</p>	<p>◎世帯全員の「住民票」及び戸籍謄本(いずれも写し可) (被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>○年金受給者は、直近の「年金振込通知書」の写し、 なお、新規に年金申請受給された場合は「年金証書」の写し。</p> <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」(市区町村役所等で発行)又は「源泉徴収票」(いずれも写し可)</p> <p>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</p> <p>◎仕送りの事実が確認できる書類 「現金書留郵便引受票」又は「銀行振込確認書」の写し。 (過去6ヶ月分必要です。)</p> <p>◎「生活維持実態調べ」 (お一人の申請でも父母又は祖父母、両者の「生活維持実態調べ」が必要)</p>

続柄	同居の時	別居の時
兄・弟・姉・妹	<p>◎世帯全員の「住民票」(写し可) (被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>◎「生活維持実態調べ」</p> <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」 (市区町村役所等で発行)</p> <p>○18歳以上で</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学生の場合(高校生は除く)「住民票」と「在学証明書」 ●無職の場合は「住民票」・「所得証明(又は非課税証明書)」と「生活維持実態調べ」又は「源泉徴収票」(いずれも写し可) <p>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</p>	<p>◎世帯全員の「住民票」及び戸籍謄本(いずれも写し可) (被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>◎「生活維持実態調べ」</p> <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」 (市区町村役所等で発行)</p> <p>○18歳以上で</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学生の場合(高校生は除く)「住民票」と「在学証明書」 ●無職の場合は「住民票」・「所得証明(又は非課税証明書)」と「生活維持実態調べ」又は「源泉徴収票」(いずれも写し可) <p>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</p> <p>◎仕送りの事実が確認できる書類 「現金書留郵便引受票」又は「銀行振込確認書」の写し。 (過去6ヶ月分必要です。)</p>
義父母など	<p>◎世帯全員の「住民票」(写し可) (被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>○年金受給者は、直近の「年金振込通知書」の写し、 なお、新規に年金申請受給された場合は「年金証書」の写し。</p> <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」(市区町村役所等で発行)又は「源泉徴収票」(いずれも写し可)</p> <p>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</p> <p>◎「生活維持実態調べ」 (お一人の申請でも義父母、両者の「生活維持実態調べ」が必要)</p> <p>◎「戸籍謄本」の写し (被保険者との続柄が確認できるもの)</p>	

- 注：
- 収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。
 - 「所得証明書」は市区町村の役場等で交付を受けてください。
 - 「誓約書」は3種類(A-12、A-13、A-14)ありますので間違えないようご注意ください。
*A-12、A-13、A-14はホームページの「申請書」への収容番号です。
 - 別居している場合は、仕送りを実施していることが認定の必須条件です。
 - 「住民票」、「所得又は課税(非課税)証明書」、「源泉徴収票」及び「在学証明書*1」等は写しで可能です。
*1.「学生証」又は「学生手帳」等の写しは不可能です。
 - 退職後の「配偶者」及び「子」又は「父・母」や「弟・妹」などの申請の際は、上記の他に書類を提出していただくことがあります。
 - 「父・母」、「祖父母」又は「義父母」の認定申請の場合、「父、祖父、義父」及び「母、祖母、義母」の両方の「生活維持実態調べ」が必要となります。